

京都市告示第 295 号

京都市観光駐車場条例第 2 条ただし書の規定に基づき、京都市嵐山観光駐車場の有料供用時間を次のとおり変更します。

平成 17 年 8 月 12 日

京都市長 榎本 頼兼

| 駐車場名 | 期 間 | 変更有料供用時間 | 現行有料供用時間 |
|----------------|-------------------------------|----------------------|----------------------|
| 京都市嵐山 観光駐車場 | 平成 17 年 8 月 14 日 及び同月 15 日 | 午前 8 時から 午後 8 時まで | 午前 8 時から 午後 5 時まで |
| | 平成 17 年 8 月 16 日 | 午前 8 時から 午後 7 時まで | |

(建設局管理部建設総務課)